

長野市のふるさと納税の返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けている内容と実態が異なっていた事案の一覧

別紙

No.	品目名	製造状況	総務省に申請した地場産品基準	実態と考えられる地場産品基準	件数	金額	原因
1	りんごジュース 1ℓ×6本	長野県内産のりんごを使って須坂市で製造	3	なし	8,151	91,029,000	提供事業者からの申請書類において、製造地について「長野市」との誤った記載があり、長野市内に住所を持つ事業者からの申請であったため、確認不足のまま市内製造であると認識し、令和2年度以降3号で申請していたが、本来返礼品として取り扱えないもの
2	プルーンジュース	長野県内産のプルーンを使用して長野市の工場加熱・殺菌・充填等を実施して製造していたが、市内工程による付加価値が5割を超えていなかったもの	3	なし	628	11,117,000	市内製造の製品ではあるが、市として付加価値について十分な確認をしないまま、また事業者においても、プルーンの原価率が高いために付加価値が5割を超えないことを見落とししたまま、令和2年度以降3号として申請していたが、本来返礼品として取り扱えないもの
3	プルーンジュース 160g×30本入【定期便・3ヵ月連続】		3	なし			
4	プルーンジュース 160g×30本入【定期便・6ヵ月連続】		3	なし			
5	ミックスジュース（りんご・プルーン）	長野県内産のりんごとプルーンを使用して長野市の工場加熱・殺菌・充填等を実施して製造していたが、市内工程による付加価値が5割を超えていなかったもの	3	なし	21	289,000	市内製造の製品ではあるが、市として付加価値について十分な確認をしないまま、また事業者においても、プルーンの原価率が高いために付加価値が5割を超えないことを見落とししたまま、令和5年度以降3号として申請していたが、本来返礼品として取り扱えないもの
小計					8,800	102,435,000	
6	しょうゆ250ml 3本入り	長野市産と須坂市産の大豆を使用して中野市で製造	3	なし	18	92,000	提供事業者による製造状況の報告漏れと市による製造状況の確認不足により、令和2年度以降3号として申請していたもので、市外製造の上、長野市産の大豆が5割を超えておらず、本来返礼品として取り扱えないもの
7	化粧石鹼（炭入り）	長野市製造の竹炭を原材料の一部として使用して佐久市で石鹼を製造	3	なし	50	297,000	提供事業者からの申請書類に基づき、市内製造の原材料を使用した市外製造のものとして、令和2年度以降2号で申請し、リスト更新作業の中で入力誤りにより令和5年度に3号に変更して申請していたものの、市内製造の原材料が5割を超えず、市内の製造工程による付加価値も5割を超えていないことを、市の確認不足と事業者の地場産品基準の理解不足により見落とししていたもので、本来返礼品として取り扱えないもの
小計					68	389,000	
8	生くるみ 100g×3袋	長野県産のくるみを使用して長野市内でくるみの殻の除去、乾燥作業等を市内加工所で行っているもの	1	3	59	1,213,000	提供事業者からの申請書類に基づき、市外産の原材料を使用した市内の加工品として令和2年度以降3号で申請していたが、リスト更新作業の中で市の入力誤りにより令和5年度に1号に変更してしまい、そのまま申請していたもの
9	生くるみ 100g×6袋		1	3			
10	生くるみ 100g×12袋		1	3			
11	生くるみ 100g×15袋		1	3			
12	生くるみ 100g×20袋		1	3			
小計					59	1,213,000	
13	シードル（330ml×3本セット）	原材料の9割以上について長野市産のりんごを使用して、飯綱町の醸造所で製造	3	2	15	233,000	令和4年度の途中から取扱いを開始する際に、提供事業者からの申請書類に、製造者名に提供事業者とは別事業者の名称が記載されていたが、長野市内に住所を持つ事業者からの申請であったため、市が確認不足のまま市内製造と認識してしまい、令和5年度以降3号として申請していたもの
14	シードル（750ml×3本セット）		3	2			
小計					15	233,000	
15	洋酒500ml	原材料の全てで長野市産のりんごを使用して、佐久市で製造	3	2	95	1,052,000	令和3年度末に取扱いを開始する際に、提供事業者からの申請書類に、佐久市製造との記載があったものの見落とし、長野市内に住所を持つ事業者からの申請であったため、市が確認不足のまま市内製造と認識してしまい、令和4年度以降3号として申請していたもの
16	シードル750ml		3	2	43	403,000	
17	りんごジュース1000ml（3本）	原材料の全てで長野市産のりんごを使用して、飯田市で製造	3	2	11	187,000	令和4年度の途中から取扱いを開始する際に、提供事業者からの申請書類に製造地についての記載がなかったものの、同事業者の洋酒とシードルが既に3号で申請されていたことから、ジュースも市内製造であると認識してしまい、令和5年度以降3号として申請していたもの
18	りんごジュース1000ml（6本）		3	2			
19	りんごジュース1000ml（12本）		3	2			
小計					149	1,642,000	

No.	品目名	製造状況	総務省に申請した地場産品基準	実態と考えられる地場産品基準	件数	金額	原因
20	プレミアム焼酎	原材料の約8割について長野市産の芋類を使用し、佐久市の醸造会社で製造	3	2	41	402,000	令和2年度に初めて総務省に返礼品として申請をする際に、提供事業者から過去に提出された申請書類の記載内容をよく確認せず、市が市内製造と認識してしまい、3号として申請し、次年度以降もそのまま申請していたもの
21	本格焼酎と芋類1kg	原材料の約8割について長野市産の芋類を使用し、佐久市の醸造会社で製造したものと、原材料の芋類のセット	3と1のセット	2と1のセット	4	46,000	令和2年度末に取扱いを開始する際に、同事業者のプレミアム焼酎が既に3号で申請されていたことから、本品も市内製造であると認識してしまい、3号として申請し、次年度以降もそのまま申請していたもの
小計					45	448,000	
22	トマトジュース720ml×3本(瓶)	原材料の全てで長野市産のトマトを使用し、小諸市の工場で製造	3	2	13	307,000	令和5年度の途中から取扱いを開始する際に、提供事業者からの申請書類に製造地についての記載がなかったものの、長野市内に住所を持つ事業者からの申請であったため、市の確認不足のまま市内製造と認識してしまい、令和5年度以降3号として申請していたもの
23	トマトジュース720ml×6本(瓶)		3	2			
24	トマトジュース720ml×12本(瓶)		3	2			
25	トマトジュース150ml×8本(パウチ)		3	2			
26	トマトジュース150ml×24本(パウチ)		3	2			
27	トマトジュース150ml×48本(パウチ)		3	2			
小計					13	307,000	
28	焼酎 原酒 40度	原材料の米をはじめとする全てで長野市産のものを使用し、佐久市の工場で製造	3	2	6	60,000	令和2年度に初めて総務省に返礼品として申請をする際に、提供事業者から過去に提出された申請書類の記載内容をよく確認せず、市が市内製造と認識してしまい、3号として申請し、次年度以降もそのまま申請していたもの
29	焼酎 25度		3	2	5	37,000	
30	焼酎2本セット		3のセット	2	3	57,000	
小計					14	154,000	
31	発泡酒 4本セット	原材料の6割以上について長野市産の雑穀を使用し、県外の工場で製造	3	2	1	20,000	提供事業者からの申請書類に基づき、市内産の原材料を使用した市外製造のものとして令和2年度以降2号で申請していたが、リスト更新作業の中で市の入力誤りにより令和5年度に3号に変更してしまい、そのまま申請していたもの
32	発泡酒 12本セット		3	2			
小計					1	20,000	
本来返礼品として取り扱えないものの合計					8,868	102,824,000	※件数・金額は、いずれも令和元年10月以降の実績。
地場産品基準の適用類型を誤ったものの合計					296	4,017,000	
総計					9,164	106,841,000	

【参考 返礼品の地場産品基準について】

類型	基準の内容
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。